

「事業報告書」及び「事業実績報告書」について

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則（平成2年11月29日運輸省令第33号）第2条に基づき、「事業報告書」及び「事業実績報告書」の提出が義務づけられています。

1. 事業報告書について

(1) 提出時期

毎事業年度の経過後100日以内

(2) 提出先

管轄の運輸支局

(3) 必要書類

事業概況報告書（第1号様式）

一般貨物自動車運送事業損益明細表（第2号様式）

一般貨物自動車運送事業人件費明細表（第3号様式）

貸借対照表（事業者独自のもので可）

損益計算書（事業者独自のもので可）

2. 事業実績報告書について

(1) 提出時期

毎年7月10日まで

(2) 提出先

管轄の運輸支局

(3) 必要書類

貨物自動車運送事業実績報告書（第4号様式）